

# 参 考 資 料

## 第 2 回 玉 名 市 議 会

(定 例 会)

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

議番号	件 名
19	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
20	玉名市監査委員条例の一部を改正する条例
21	玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例
22	玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
23	玉名市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
25	玉名市一般職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
26	玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
27	玉名市地域包括支援センターの職員等の基準に関する条例の一部を改正する条例
28	玉名市営単独住宅条例の一部を改正する条例
29	玉名市公民館条例の一部を改正する条例
30	玉名市社会体育施設条例の一部を改正する条例
31	玉名市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
32	熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部を変更する規約

議第19号関係

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

新	旧
<p>(玉名市情報公開条例の一部改正(第1条関係))</p> <p>第28条 第18条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(玉名市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正(第2条関係))</p> <p>(失職の例外)</p> <p>第5条 任命権者は、<u>法第16条第1号</u>の規定に該当するに至った職員のうち、<u>拘禁刑</u>の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された者で、その罪となった事実が過失により生じたものであると認められる場合は、市長が別に定める審議会に諮り、その情状を考慮して特に必要と認めたとときに限り、その職を失わないものとすることができる。</p> <p>2 略</p>	<p>第28条 第18条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(失職の例外)</p> <p>第5条 任命権者は、<u>法第16条第2号</u>の規定に該当するに至った職員のうち、<u>禁錮</u>の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された者で、その罪となった事実が過失により生じたものであると認められる場合は、市長が別に定める審議会に諮り、その情状を考慮して特に必要と認めたとときに限り、その職を失わないものとすることができる。</p> <p>2 略</p>
<p>(玉名市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正(第3条関係))</p> <p>(欠格事項)</p> <p>第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑以上</u>の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>(欠格事項)</p> <p>第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>禁錮以上</u>の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)・(3) 略</p>

(玉名市行政不服審査法施行条例の一部改正(第4条関係))

(罰則)

第9条 第3条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(玉名市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正(第5条関係))

附 則

8 次に掲げる者が正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第46条に規定する個人情報ファイルを施行日以後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

(1)・(2) 略

9 前項各号に掲げる者が施行日前にその業務に関して知り得た旧条例第2条第8号に規定する公文書に記録された旧個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

10 附則第4項に規定する者が施行日以後に同項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らしたときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(玉名市個人情報保護審査会条例の一部改正(第6条関係))

(罰則)

第11条 第5条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(罰則)

第9条 第3条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

8 次に掲げる者が正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第46条に規定する個人情報ファイルを施行日以後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1)・(2) 略

9 前項各号に掲げる者が施行日前にその業務に関して知り得た旧条例第2条第8号に規定する公文書に記録された旧個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

10 附則第4項に規定する者が施行日以後に同項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らしたときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(罰則)

第11条 第5条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

議第20号関係

玉名市監査委員条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>(出納職員等の賠償責任の決定) 第9条 監査委員は、<u>法第243条の2の9第3項</u>及び公企法第34条の規定により監査し賠償責任の有無及び賠償額の決定を求められたときは、当該請求のあった日から30日以内に監査の上決定し、その結果を市長に通知しなければならない。</p>	<p>(出納職員等の賠償責任の決定) 第9条 監査委員は、<u>法第243条の2の8第3項</u>及び公企法第34条の規定により監査し賠償責任の有無及び賠償額の決定を求められたときは、当該請求のあった日から30日以内に監査の上決定し、その結果を市長に通知しなければならない。</p>

議第21号関係

玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

新							旧						
別表（第2条—第5条関係）							別表（第2条—第5条関係）						
執行機関	附属機関	所掌事項	事務の内容	委員の定数	委員の構成	委員の任期	執行機関	附属機関	所掌事項	事務の内容	委員の定数	委員の構成	委員の任期
市長	略	略	略	略	略	略	市長	略	略	略	略	略	略
	玉名市農村地域産業導入促進審議会	略	略	略	略	略		玉名市農村地域産業導入促進審議会	略	略	略	略	略
	玉名市農業地域計画検討委員会	(1) 農業地域計画及び目標地図の見直しに関すること。 (2) その他農業地域計画及び目標地図に関し市長が必要と認める事項に関すること。	審査及び審議	20人以内	(1) 農業委員会の代表者 (2) 農業協同組合の代表者 (3) 土地改良区の代表者 (4) 認定農業者連絡協議会の代表者 (5) 農業法人経営者 (6) 集落営農組織の	2年							

				代表者	
玉名市農業振興地域整備促進協議会	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略

玉名市農業振興地域整備促進協議会	略	略	略	略	略
玉名市人・農地プラン検討委員会	(1) 人・農地プランの作成のための検討に関すること。 (2) 人・農地プランの審査に関すること。 (3) その他人・農地プランに関し市長が必要と認める事項に関すること。	審査及び審議	20人以内	(1) 農業委員会会長 (2) 農地利用最適化推進委員 (3) 農業協同組合の代表者 (4) 土地改良区の代表者 (5) 認定農業者連絡協議会の代表者 (6) 農業法人経営者 (7) 集落営農組織の代表者	1年
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略

議第22号関係

玉名市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

新				旧			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
職名	支給別	支給額（円）	摘要	職名	支給別	支給額（円）	摘要
略	略	略		略	略	略	
農村地域産業導入促進審議会委員	略	略		農村地域産業導入促進審議会委員	略	略	
農業地域計画検討委員会委員	日	5,800		農業地域計画検討委員会委員	日	5,800	
農業振興地域整備促進協議会委員	略	略		農業振興地域整備促進協議会委員	略	略	
略	略	略		略	略	略	
学校医	年	142,000	略	学校医	年	112,000	略
略	略	略		略	略	略	
文化財保護審議会委員	略	略		文化財保護審議会委員	略	略	
文化財保存活用地域計画策定協議会委員	日	5,800		文化財保存活用地域計画策定協議会委員	日	5,800	
略	略	略		略	略	略	

議第23号関係

玉名市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

新	旧
<p>(玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正(第1条関係))</p>	
<p><u>(扶養手当)</u></p> <p>第7条 略</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>3 扶養手当の月額は、<u>前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)</u>については1人につき1万3,000円、<u>前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族</u>については1人につき6,500円</p> <p>_____とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間_____にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>当該期間</u>にあ</p>	<p><u>(扶養手当)</u></p> <p>第7条 略</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) <u>配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>3 扶養手当の月額は、<u>前項第1号及び第3号から第6号まで</u>_____のいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、<u>同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)</u>については1人につき1万円とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間<u>(以下「特定期間」という。)</u>にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>特定期間</u>にあ</p>

る当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第8条 削除

る当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第8条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実が生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合に

(地域手当)

第8条の2 略

2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)・(2) 略

(3) 3級地  $\frac{100}{100}$ 分の12

(4) 4級地  $\frac{100}{100}$ 分の8

(5) 5級地  $\frac{100}{100}$ 分の4

3 略

(住居手当)

第8条の4 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 略

(2) 第10条の4第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を

おいては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(地域手当)

第8条の2 略

2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)・(2) 略

(3) 3級地  $\frac{100}{100}$ 分の15

(4) 4級地  $\frac{100}{100}$ 分の12

(5) 5級地  $\frac{100}{100}$ 分の10

(6) 6級地  $\frac{100}{100}$ 分の6

(7) 7級地  $\frac{100}{100}$ 分の3

3 略

(住居手当)

第8条の4 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 略

(2) 第10条の4第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を

支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）が居住するための住宅（規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

(3) 略

## 2・3 略

(通勤手当)

第10条の3 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条 \_\_\_\_\_ において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2)・(3) 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第5項 \_\_\_\_\_ において「運賃等相当額」という。）

支給される職員で、配偶者 \_\_\_\_\_ が居住するための住宅（規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

(3) 略

## 2・3 略

(通勤手当)

第10条の3 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2)・(3) 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、



単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

(2) 略

4 前項の規定は、新たに

\_\_\_\_\_給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間

定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号において「1か月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1か月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、当該職員の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 略

4 前項の規定は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員及び単純な労務に雇用される職員等であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6 略

7 略

8 略

(単身赴任手当)

第10条の4 略

2 略

3 新たに

給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 略

第16条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にとっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1)・(2) 略

(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁

5 略

6 略

7 略

(単身赴任手当)

第10条の4 略

2 略

3 地方公営企業等の労働関係に関する法律第3条第4号に規定する職員及び単純な労務に雇用される職員等であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 略

第16条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にとっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1)・(2) 略

(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮

刑以上の刑に処せられたもの

- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第16条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 略

2 略

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) 略

4～6 略

以上 の刑に処せられたもの

- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上 の刑に処せられたもの

第16条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上 の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 略

2 略

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上 の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) 略

4～6 略

(適用除外)

第17条の3 第3条第4項、第4条、第7条及び第10条の4  
の規定は、定年前再任用短時間勤務職  
員には適用しない。

2 略

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正(第2条関係))

附 則

9 玉名市一般職の職員の給与に関する条例第3条第4項、第4条、  
第7条及び第10条の4  
の規定は、  
暫定再任用職員には適用しない。

(玉名市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正(附則第4項関係))

(給与条例の適用除外等)

第9条 給与条例第7条、第8条の4及び第10条の4か  
ら第10条の6までの規定は、任期付短時間勤務職員には適用し  
ない。

2 略

(適用除外)

第17条の3 第3条第4項、第4条、第7条、第8条の4、第1  
0条の5及び第10条の6の規定は、定年前再任用短時間勤務職  
員には適用しない。

2 略

附 則

9 玉名市一般職の職員の給与に関する条例第3条第4項、第4条、  
第7条、第8条の4、第10条の5及び第10条の6の規定は、  
暫定再任用職員には適用しない。

(給与条例の適用除外等)

第9条 給与条例第7条、第8条、第8条の4及び第10条の4か  
ら第10条の6までの規定は、任期付短時間勤務職員には適用し  
ない。

2 略

議第25号関係

玉名市一般職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>(旅費の調整)</p> <p>第27条 旅行命令権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合、この条例、旅費に関する法令その他の規定による旅費を支給することが<u>不当に</u>旅行の実費を超えて支給することとなる部分の旅費について、旅費の全部又は一部を支給しないことができる。</p> <p><u>2 旅行命令権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行をすることが当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長と協議して定める旅費を支給することができる。</u></p>	<p>(旅費の調整)</p> <p>第27条 旅行命令権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合、この条例、旅費に関する法令その他の規定による旅費を支給することが、<u>不当に</u>旅行の実費を超えて支給することとなる部分の旅費について、旅費の全部又は一部を支給しないことができる。</p>

議第26号関係

玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 次に掲げる要件の全てを満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士又は<u>管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等栄養士又は<u>管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>(保育の内容)</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>	<p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 次に掲げる要件の全てを満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士_____により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等栄養士_____による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>(保育の内容)</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>

議第27号関係

玉名市地域包括支援センターの職員等の基準に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>(職員に係る基準及び当該職員の員数)</p> <p>第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数(運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、<u>常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)</u>によることができる。次項において同じ。)は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案し</u></p>	<p>(職員に係る基準及び当該職員の員数)</p> <p>第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>2 <u>前項の</u> 規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案し</p>

て特定の生活圏域に、一の地域包括支援センターを設置することが必要であると運営協議会において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の各号に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) おおむね1,000人未満 第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
- (2) おおむね1,000人以上2,000人未満 第1項各号に掲げる者のうちから2人。この場合において、1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。
- (3) おおむね2,000人以上3,000人未満 専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

て特定の生活圏域に、一の地域包括支援センターを設置することが必要であると運営協議会において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の各号に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) おおむね1,000人未満 前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
- (2) おおむね1,000人以上2,000人未満 前項各号に掲げる者のうちから2人。この場合において、1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。
- (3) おおむね2,000人以上3,000人未満 専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の前項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

議第28号関係

玉名市営単独住宅条例の一部を改正する条例

新						旧																													
(入居者の資格)						(入居者の資格)																													
<p>第4条 市営単独住宅の入居者の資格については、玉名市営住宅条例（平成17年条例第142号）第6条の規定を準用する。 （家賃）</p> <p>第5条 市営単独住宅の家賃については、玉名市営住宅条例第14条及び第15条の規定を準用する。この場合において、同条例第14条第2項中「市長が別に定めるもの」とあるのは、「0.9」と読み替えるものとする。 （市営単独住宅における駐車場の管理）</p> <p>第6条 市営単独住宅における駐車場の管理については、玉名市営住宅条例第46条から第51条までの規定を準用する。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">団地名</th> <th style="width: 20%;">設置場所</th> <th style="width: 10%;">建設年度</th> <th style="width: 10%;">床面積 (m<sup>2</sup>)</th> <th style="width: 10%;">構造</th> <th style="width: 10%;">戸数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>						団地名	設置場所	建設年度	床面積 (m <sup>2</sup> )	構造	戸数							<p>第4条 馬の水団地の入居者の資格については、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が特別な事情があると認められた者については、この限りでない。</p> <p>(1) 本市に住所を有する者</p> <p>(2) 市税を滞納していない者</p> <p>(3) 50歳以上の単身者</p> <p>(4) 現に住宅に困窮していることが明らかな者</p> <p>(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者</p> <p>2 新立石団地 の入居者の資格については、玉名市営住宅条例（平成17年条例第142号）第6条の規定を準用する。 （家賃）</p> <p>第5条 馬の水団地の家賃については、月額3,500円とする。</p> <p>2 新立石団地 の家賃については、玉名市営住宅条例第14条及び第15条の規定を準用する。この場合において、同条例第14条第2項中「市長が別に定めるもの」とあるのは、「0.9」と読み替えるものとする。 （新立石団地 における駐車場の管理）</p> <p>第6条 新立石団地 における駐車場の管理については、玉名市営住宅条例第46条から第51条までの規定を準用する。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">団地名</th> <th style="width: 20%;">設置場所</th> <th style="width: 10%;">建設年度</th> <th style="width: 10%;">床面積 (m<sup>2</sup>)</th> <th style="width: 10%;">構造</th> <th style="width: 10%;">戸数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>						団地名	設置場所	建設年度	床面積 (m <sup>2</sup> )	構造	戸数						
団地名	設置場所	建設年度	床面積 (m <sup>2</sup> )	構造	戸数																														
団地名	設置場所	建設年度	床面積 (m <sup>2</sup> )	構造	戸数																														

						馬の水	玉名市横島町横島2 1 1	昭和5 6	29.3	木造平屋	6
							0番地				
新立石	略	略	略	略	略	新立石	略	略	略	略	略

議第29号関係

玉名市公民館条例の一部を改正する条例

新		旧	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
略	略	略	略
豊水支館	// 大浜町2100番地	豊水支館	// 小野尻373番地
略	略	略	略

議第30号関係

玉名市社会体育施設条例の一部を改正する条例

新						旧					
別表第9（第12条、第17条関係） 玉名市武道館使用料						別表第9（第12条、第17条関係） 玉名市武道館使用料					
区分			午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	区分			午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
個人	略		略		略	個人	略		略		略
区分			1時間につき			区分			1時間につき		
冷暖房使用料		剣道場	1,000円			冷暖房使用料		剣道場	1,000円		
		柔道場	1,000円					柔道場	1,000円		
備考 略						備考 略					

議第31号関係

玉名市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定により、上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により、上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。</p>

議第32号関係

熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部を変更する規約

新	旧
<p>(共同設置する地方公共団体)</p> <p>第1条 熊本市、<u>荒尾市</u>、玉名市、山鹿市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、南関町、<u>長洲町</u>、和水町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村及び南阿蘇村（以下「関係市町村」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の規定による関係市町村の長（以下「関係市町村長」という。）の附属機関を、共同して設置する。</p>	<p>(共同設置する地方公共団体)</p> <p>第1条 熊本市_____、玉名市、山鹿市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、南関町_____、和水町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村及び南阿蘇村（以下「関係市町村」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の規定による関係市町村の長（以下「関係市町村長」という。）の附属機関を、共同して設置する。</p>